

保存期間 5年

通達乙監察第515号

令和5年8月22日

本部内各部課長

警察学校長 殿

各警察署長

茨城県警察本部長

#### 懲戒処分の指針の改正について

警察職員に対する懲戒処分については、懲戒処分の指針の改正について（令和2年6月9日付け通達乙監察第10178号。以下「旧通達」という。）により懲戒権を行使してきたところであるが、この度、刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和5年法律第66号）等が制定され、本年7月13日から施行することとされたことに伴い、別添のとおり、同指針が改正された。

各位にあっては、所属職員に対して、同指針について改めて周知し、非違事案の絶無を期されたい。

なお、旧通達は、廃止する。

原議保存期間	5年(令和11年3月31日まで)
有効期間	一種(令和11年3月31日まで)

各附属機関の長  
各地方機関の長殿  
各都道府県警察の長  
(参考送付先)  
　　庁内各局部課長

警察庁丙人発第86号  
令和5年7月13日  
警察庁長官官房長

#### 懲戒処分の指針の改正について（通達）

警察職員に対する懲戒処分については、各任命権者において、「懲戒処分の指針」（令和2年6月1日付け警察庁丙人発第96号（以下「旧通達」という。）別添）を参考にして、厳正かつ適正に懲戒権を行使してきたところであるが、この度、刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和5年法律第66号）等が制定され、本年7月13日から施行することとされたことに伴い、別添のとおり、同指針を改正したので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、旧通達は廃止する。

## 懲戒処分の指針

### 第1 基本的事項

1 この指針は、規律違反行為の態様として、

- ・ 職務遂行上の行為
- ・ 私生活上の行為
- ・ 管理監督上の行為

を示している。

なお、懲戒処分を受けるなどした警察職員を管理監督する立場にある警察職員が、当該部下職員の規律違反行為発生等を認識していたにもかかわらず、当該規律違反行為を隠ぺいするなどした場合、事案の内容によっては、職務遂行上の行為としてその責任を問うこともあり得るものである。

2 この指針は、基本となる懲戒処分の種類を示したものであり、実際の処分に当たっては、

- ・ 当該行為の動機、態様及び結果
- ・ 当該行為の他の職員及び社会に与える影響
- ・ 職員の職責の内容
- ・ 職員の当該行為の前後における態度
- ・ 職員が過去に行った規律違反行為の状況
- ・ 部下職員の規律違反行為の態様及びこれに対する懲戒処分の種類

等を総合的に考慮するものとし、事案の内容によっては、この指針に定める懲戒処分の種類とは異なる処分を行うこと、懲戒処分とせずに監督上の措置である訓戒等を行うこと等もあり得るものである。

3 また、この指針に掲げられていない規律違反行為で公務員法に基づき懲戒をすべき場合には、この指針を参考にして懲戒処分の種類を決定するものとする。

4 なお、刑事手続は懲戒処分に係る手続とは別個に進められるが、公務員法に定めるところにより、禁錮以上の刑が確定した場合には当該職員は失職することとなることに留意されたい。

## 第2 規律違反行為の態様と懲戒処分の種類

### 1 職務遂行上の行為

規律違反行為の態様	懲戒処分の種類	関連刑罰法令等
被疑者その他の者に対して暴行又は陵虐の行為をすること（重大なもの）	免職又は停職	刑法第 195 条（特別公務員暴行陵虐） 7 年以下の懲役又は禁錮 刑法第 104 条（証拠隠滅等） 3 年以下の懲役又は 30 万円以下の罰金 刑法第 155 条、第 156 条、第 159 条（公文書偽造等） 1 年以上 10 年以下の懲役等 刑法第 258 条（公用文書等毀棄） 3 月以上 7 年以下の懲役 刑法第 261 条（器物損壊等） 3 年以下の懲役又は 30 万円以下の罰金若しくは科料 刑法第 235 条（窃盜） 10 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金 刑法第 253 条（業務上横領） 10 年以下の懲役
被疑者その他の者に対して暴行又は陵虐の行為をすること（上記以外のもの）	減給又は戒告	
調書、被害届若しくは捜査報告書又は証拠物件を偽造・変造すること（重大なもの）	免職又は停職	
調書、被害届若しくは捜査報告書又は証拠物件を偽造・変造すること（上記以外のもの）	減給又は戒告	
調書、被害届若しくは捜査報告書又は証拠物件を故意に毀棄すること（重大なもの）	免職又は停職	
調書、被害届若しくは捜査報告書又は証拠物件を故意に毀棄すること（上記以外のもの）	減給又は戒告	
証拠物件を窃取又は横領すること	免職又は停職	
過失により調書、被害届若しくは捜査報告書又は証拠物件を紛失することにより、捜査・公判に支障を生じさせること	減給又は戒告	
職務を怠り時効が完成するなど捜査に支障を生じさせること	減給又は戒告	
要件の整った告訴・告発を受理しないこと	減給又は戒告	
正当な理由なく暴力団員等捜査対象者その他の捜査関係者から飲食物等の提供を受けること	減給又は戒告	

留置業務に関するもの	被留置者に対して暴行又は陵虐の行為をすること（重大なもの）	免職又は停職	刑法第 195 条（特別公務員暴行陵虐） 7 年以下の懲役又は禁錮
	被留置者に対して暴行又は陵虐の行為をすること（上記以外のもの）	減給又は戒告	
	過失により被留置者の逃走を生じさせること	停職、減給又は戒告	
	被留置者の物を窃取又は横領すること	免職又は停職	刑法第 235 条（窃盗） 10 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金 刑法第 253 条（業務上横領） 10 年以下の懲役
	過失により被留置者の物を紛失すること	戒告	
	規程に違反して被留置者に飲食物等を与えるなどすること	減給又は戒告	
	自殺等の事故を防止するために巡回等適切な措置をとらないこと	減給又は戒告	
交通指導取締りに	重大な過失により留置場内に危険物等を持ち込まれること	減給又は戒告	
	交通切符等を偽造・変造すること（重大なもの）	免職又は停職	刑法第 155 条、第 156 条、第 159 条（公文書偽造等） 1 年以上 10 年以下の懲役等
	交通切符等を偽造・変造すること（上記以外のもの）	減給又は戒告	
	調書その他の文書、電磁的記録又は証拠物件を偽造・変造すること（重大なもの）	免職又は停職	刑法第 104 条（証拠隠滅等） 3 年以下の懲役又は 30 万円以下の罰金
	調書その他の文書、電磁的記録又は証拠物件を偽造・変造すること（上記以外のもの）	減給又は戒告	刑法第 155 条、第 156 条、第 159 条、第 161 条の 2（公文書偽造等） 1 年以上 10 年以下の懲役等
	交通切符その他の文書、電磁的記録又は証拠物件を故意に毀棄すること（重大なもの）	免職又は停職	刑法第 258 条（公用文書等毀棄） 3 月以上 7 年以下の懲役

関するもの	交通切符その他の文書、電磁的記録又は証拠物件を故意に毀棄すること（上記以外のもの）	減給又は戒告	刑法第 261 条（器物損壊等） 3 年以下の懲役又は 30 万円以下の罰金若しくは科料
	過失により作成済みの交通切符その他の文書又は証拠物件を紛失することにより、交通指導取締りに支障を生じさせること	減給又は戒告	
	職務を怠り時効が完成するなど交通指導取締りに支障を生じさせること	減給又は戒告	
	特定の者の利益を図るため当該者の違反を取り締まらないこと（重大なもの）	免職又は停職	刑法第 103 条（犯人蔵匿等） 3 年以下の懲役又は 30 万円以下の罰金
装備品に関するもの	特定の者の利益を図るため当該者の違反を取り締まらないこと（上記以外のもの）	減給又は戒告	
	法令に違反してけん銃を使用すること	免職又は停職	銃刀法第 3 条、第 31 条の 3 3 年以上の有期懲役
	過失によりけん銃を暴発させ、人を死傷させること	免職、停職又は減給	刑法第 211 条（業務上過失致死傷等） 5 年以下の懲役若しくは禁錮又は 100 万円以下の罰金
	過失によりけん銃を暴発させること	戒告	
	過失によりけん銃を紛失すること	減給	
	過失によりけん銃の弾を紛失すること	戒告	
	過失により警察手帳を紛失すること	戒告	
	でい醉者その他保護すべき者に対して暴行又は陵虐の行為をすること（重大なもの）	免職又は停職	刑法第 195 条（特別公務員暴行陵虐） 7 年以下の懲役又は禁錮
	でい醉者その他保護すべき者に対して暴行又は陵虐の行為をすること（上記以外のもの）	減給又は戒告	
	でい醉者その他保護すべき者に対して事故等を防止するため適切な措置をとらないこと	停職、減給又は戒告	刑法第 211 条（業務上過失致死傷等） 5 年以下の懲役若しくは禁錮又は 100 万円以下の罰金

	賄賂を受け取ること	免職又は停職	刑法第 197 条～第 197 条の 4 (収賄等) 7 年以下の懲役等
	勤務時間中に遊技等をすること	停職、減給又は戒告	
	失踪をすること	免職、停職又は減給	懲戒処分のほか、分限処分についても検討する。
その他 規律 に違 反す るも の	職務上知り得た秘密を漏らすこと（重大なもの）	免職又は停職	国家公務員法第 100 条、第 109 条 1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金
	職務上知り得た秘密を漏らすこと（上記以外のもの）	減給又は戒告	地方公務員法第 34 条、第 60 条 1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金
	セクシュアル・ハラスメント又はパワー・ハラスメントをすること（重大なもの）	免職又は停職	
	セクシュアル・ハラスメント又はパワー・ハラスメントをすること（上記以外のもの）	減給又は戒告	
	選挙運動その他の制限されている政治的行為をすること	停職、減給又は戒告	公職選挙法第 136 条、第 241 条 6 月以下の禁錮又は 30 万円以下の罰金等 国家公務員法第 102 条、第 110 条 3 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金
	過失により、被害者等の個人情報その他流出等した場合に職務執行に支障を生じるおそれの大きい情報が記録された文書を紛失すること	減給又は戒告	
	職務上の命令に違反してインターネットに情報を流出させる危険性が高い行為をすることにより、被害者等の個人情報その他流出等した場合に職務執行に支障を生じるおそれの大きい情報を流出させること	免職又は停職	
	職務上の命令に違反してインターネットに情報を流出させる危険性が高い行為をすること	減給又は戒告	

職務上の命令に違反して、被害者等の個人情報その他流出等した場合に職務執行に支障を生じるおそれの大きい情報が記録された電磁的記録媒体を自宅等に持ち出すこと	停職、減給又は戒告	
--	-----------	--

## 2 私生活上の行為

規律違反行為の態様		懲戒処分の種類	関連刑罰法令等
他人の生命	殺人、強盗、放火又は不同意性交等を犯すこと	免職	刑法第 199 条（殺人） 死刑 又は無期若しくは 5 年以上の懲役等
・身体に関するもの	他人に対して傷害を与えること	停職、減給又は戒告	刑法第 204 条（傷害） 15 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金
	他人に対して暴行を加えること	減給又は戒告	刑法第 208 条（暴行） 2 年以下の懲役若しくは 30 万円以下の罰金又は拘留若しくは科料
他人の自由・平穏	不同意わいせつをすること	免職又は停職	刑法第 176 条（不同意わいせつ） 6 月以上 10 年以下の懲役
に関するもの	性的姿態等撮影、のぞき等をすること	免職、停職又は減給	性的姿態撮影等処罰法第 2 条 3 年以下の懲役又は 300 万円以下の罰金 いわゆる迷惑防止条例 6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金等
	公共の乗り物等において痴漢をすること	停職又は減給	いわゆる迷惑防止条例 6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金等
児童買春をし、又は条例に違反して青少年	免職、停職又は減給	児童買春禁止法第 4 条 5 年以下の懲役又は 300 万円以下	

		の罰金 いわゆる青少年保護育成条例 2年以下の懲役又は100万円以下の罰金等
他人の財産に関するもの	住居等に侵入して他人の金品等を窃取すること	免職
	路上等に置かれた自転車を窃取又は横領すること	停職又は減給
	万引きをすること	停職又は減給
	その他他人の財物を窃取すること	免職又は停職
	恐喝をすること	免職又は停職
	器物を損壊すること	減給又は戒告
道路交通に関するもの	公共の乗り物に無賃乗車をすること	減給又は戒告
	酒酔い運転をすること	免職又は停職
	政令酒気帯び運転で人身事故を起こすこと	免職又は停職
	政令酒気帯び運転をすること	免職、停職又は減給
ひき逃げをすること	免職又は停職	自動車運転死傷処罰法第5条 7年以下の懲役若しくは禁錮又は100万円以下の罰金 道路交通法第72条、第117条 10年以下の懲役又は100万

る もの			円以下の罰金
	当て逃げをすること	停職又は減給	道路交通法第 72 条、第 117 条の 5 1 年以下の懲役又は 10 万円以下の罰金
	無免許運転をすること	免職、停職又は減給	道路交通法第 64 条、第 117 条の 2 の 2 3 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金
	最高速度違反（非反則行為）であって悪質な違反をすること	減給又は戒告	道路交通法第 22 条、第 118 条 6 月以下の懲役又は 10 万円以下の罰金
その 他 規 律 に 違 反 す る	賭博をすること	減給又は戒告	刑法第 185 条（賭博） 50 万円以下の罰金又は科料
	覚せい剤その他薬物を所持又は使用すること	免職	覚せい剤取締法第 19 条、第 41 条の 3 10 年以下の懲役等
	許可を受けずに営利企業に従事するなどすること	減給又は戒告	国家公務員法第 103 条、第 109 条 1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金
	公務の信用を失墜するような不相応な借財、不適切な異性交際等の不健全な生活態度をとること	戒告	

### 3 管理監督上の行為

規律違反行為の態様	懲戒処分の種類	関連刑罰法令等
部下職員が懲戒処分を受けるなどした場合で、当該部下職員の規律違反行為発生の認識があるにもかかわらず、防止するための措置をとらず、又は防止するための措置が不十分であること	停職又は減給	
部下職員が懲戒処分を受けるなどした場合で、減給又は戒告		

当該部下職員の規律違反行為発生の認識可能性があるにもかかわらず、防止するための措置をとらず、又は防止するための措置が不十分であること